

遺児手当

両親または父母の一方が死亡して遺児となった中学校卒業前の児童を養育している方に、児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に支給されます。※養育とは、児童と同居して監護し、生計を維持することをいいます。

■対象者 市内に住所を有する日本国籍の方で、次のいずれかに該当する方

- ・父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父または母で、現に配偶者を有しない方
- ・父母の一方が死亡した児童を養育する方、または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方
- ・父母が死亡した児童を養育する方、または当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方

■手当額

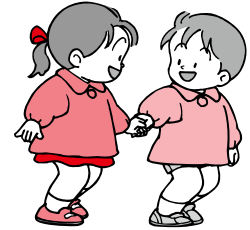
児童1人につき月額3,000円
※支給には所得制限があり、前

年の所得に市民税の所得割が課税されている場合には原則として支給されませんが、減額措置等もあります。必ず事前にご相談ください。

※認定請求の際に、戸籍謄本等の書類をご提出いただきます。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903



児童扶養手当

おすすめ
3

離婚・死亡・遺棄などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童に支給する手当です。ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進することを目的としています。

手続の際は、必ず事前にご相談ください。手当の対象になるか否か、認定請求の際に必要な書類(戸籍謄本等)について個別にご案内します。

■手当の支給月額 (4月分～)

対象児童数	全部支給	一部支給 (所得に応じて決定)
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人目の加算額	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降の加算額	6,110円	6,100円～3,060円

※児童扶養手当の支給月額は、毎年の消費者物価指数に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

手当を受けられるのは？

国内に住所があり、対象となる児童を監護している父、母、または、父もしくは母に代わって児童を養育している方です。

※児童とは、18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定程度の障がいのある児童を指します。

■手当の対象となる児童

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に重度の障がいのある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童

- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父母が婚姻しないで生まれた児童
- ・父母ともに不明である児童

■手当の対象とならない例

- ・児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたりしたとき
 - ・父または母が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき
- ※他にも支給されない場合がありますので、まずはご相談ください。

所得による支給制限

受給資格者または同居の扶養義務者(受給資格者の父母・祖父母・子・兄弟等)の前年の所得が一定の限度額以上である場合は、所得制限によりその年度(11月～翌年10月)の手当の一部または全部の支給が停止されます。

児童扶養手当の年度更新は11月です。

今年度の所得が所得限度額以下となる場合は、10月中に新規の認定請求書を提出してください。審査の末、認定されれば、11月分から支給されます。

公的年金との併給

公的年金給付・遺族補償等の額が、児童扶養手当の額を下回るときは、申請をすることで差額分の児童扶養手当が支給されます。逆に、公的年金給付・遺族補償等の額が児童扶養手当の額を上回るときは、児童扶養手当の支給は全部停止となります。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903